

【R 7 事業概要】医療施設ブロック塀改修等施設整備事業（案）

災害医療対策事業等実施要綱（抜粋）

第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業

1 目的

この事業は、病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等に必要な経費を補助することにより、地震等の発生時における患者や周辺住民への被害を防ぐことを目的とする。

2 事業の実施主体

病院の開設者とする。

3 事業内容

倒壊の危険性があるブロック塀の改修等を行うものとする。

医療施設等施設整備費補助金交付要綱（抜粋）

（交付の対象）

(15) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

平成21年3月30日医政発第033007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」の別添「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

イ 病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

（交付額の算定方法）

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり 基準単価 97千円 (ただし30mを上限とする。)	ブロック塀の改修等に必要な工事費 又は工事請負費	3分の1	—